

# 高額介護合算療養費

医療保険及び介護保険の両給付を受けることにより、自己負担額の合計額が著しく高額になる場合、次の表の自己負担限度額を超える分が申請により払い戻されます。

※入院時の食費負担や差額ベッド代などは含みません。

## 【70歳未満】

| 区分                         | 限度額   |
|----------------------------|-------|
| 旧ただし書き所得<br>901万円超         | 212万円 |
| 旧ただし書き所得<br>600万円超～901万円以下 | 141万円 |
| 旧ただし書き所得<br>210万円超～600万円以下 | 67万円  |
| 旧ただし書き所得<br>210万円以下        | 60万円  |
| 住民税非課税世帯                   | 34万円  |

上記の金額は、毎年8月～翌年7月までの期間を計算したもので12か月相当の自己負担上限額です。

高額介護合算療養費の申請は、毎年7月までの期間の分を8月以降に行うことになります。

旧ただし書き所得は、総所得金額等から基礎控除(43万円(所得金額によって変わります。))を引いた所得をいいます。



## 【70歳以上75歳未満】

| 区 分         |   |                        | 限度額     |
|-------------|---|------------------------|---------|
| 現役並み<br>所得者 | Ⅲ | 課税所得<br>690万円以上        | 212万円   |
|             | Ⅱ | 課税所得<br>380万円以上690万円未満 | 141万円   |
|             | Ⅰ | 課税所得<br>145万円以上380万円未満 | 67万円    |
| 一般（※1、2）    |   | 課税所得<br>145万円未満        | 56万円    |
| 低所得者        | Ⅱ | 住民税非課税                 | 31万円    |
|             | Ⅰ | 住民税非課税<br>(所得が一定以下)    | 19万円 ※3 |

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含みます。

※2 ※1に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※3 世帯内に介護保険利用者が複数いる場合、介護支給分については低所得者Ⅱの限度額(31万円)が適用されます。